

ヘイトスピーチ（憎悪表現）被害に対する意見書の提出について

ヘイトスピーチ（憎悪表現）被害に対する意見書を次のとおり提出する。

平成26年12月22日提出

提出者 市 会 議 員 全 員

平成 年 月 日

衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，
総務大臣，法務大臣，
国家公安委員会委員長 宛て

京 都 市 会 議 長 名

ヘイトスピーチ（憎悪表現）被害に対する意見書

近年，日本ではヘイトスピーチが大きな社会問題となっている。国連人種差別撤廃委員会では，日本政府に対し毅然と対処するよう勧告するなど，国際社会からも厳しい指摘がなされている。

2009年の京都朝鮮第一初級学校に対する襲撃事件では，本年12月9日の最高裁決定により，高額の損害賠償を認めた大阪高裁判決が確定したところである。

そのような事例のヘイトスピーチは，単なる侮蔑にとどまらず，在日韓国・朝鮮の人々に対する社会的排除と暴力であり，決して許されるものではない。

規制については，表現の自由など複雑な要素が入った難しい課題を抱えていることは承知しているが，現在，国会においても，ヘイトスピーチ対策等に関する検討プロジェクトチームや超党派の議員連盟で鋭意検討されている。

もとより，京都市は，世界があこがれる観光都市であり，文化，芸術をはじめとした文化首都として，多文化共生によるまちづくりを市民が主体となって進めてきた。今後，更に人権，文化を尊重し，人々が対等で平等に安心して生活することができる環境を充実させ，及び発展させることが望まれる。

よって国におかれては，ヘイトスピーチ被害に対し，有効な調査及び対策を検討するよう求める。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。